

# 特別養護老人ホーム豊寿苑運営規程

## (指定障害福祉サービス 短期入所事業)

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊浦福祉会が設置する特別養護老人ホーム豊寿苑（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定短期入所の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 前3項のほか、「下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年下関市条例第62号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の運営)

第3条 指定短期入所の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム豊寿苑
- (2) 所在地 下関市豊浦町大字厚母郷10442番地

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名（兼務）以上  
利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名（兼務）以上  
利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。
- (4) 看護職員 1名（兼務）以上  
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- (5) 介護職員 23名 以上  
利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名（兼務）以上  
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名（兼務）以上  
利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (8) 事務員 1名（兼務）以上  
庶務及び会計事務に従事する。

2 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内以外の事業所、施設の職務であっても兼務できるものとする。

（指定短期入所の利用定員）

第6条 指定短期入所の利用定員は14人を上限とし、指定介護老人福祉施設の空床がある場合その範囲内で利用できるものとする。（介護、介護予防短期入所を含む）

2 居室は従来型個室とし、14室とする。空床利用時は多床室を利用する。

（指定短期入所を提供する主たる対象者）

第7条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、身体障害者、知的障害者（児を除く）とする。

（指定短期入所の内容）

第8条 指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 送迎
- (8) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（利用料等）

第9条 指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の

支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。
- 3 食事の提供に要する費用は厚生労働大臣が定める基準費用額に準ずるものとする。
- 4 居宅に係る光熱水費は、別に定める。
- 5 前4項のほか次に掲げる費用を徴収する。

(1) 特別な食事の提供に要する費用	実費
(2) 理美容サービス料金	実費
(3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが相当と認められるもの	
(4) 通常の送迎の実施地域を超えて行う指定短期入所の送迎を行った場合は、別に定める。	
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。
- 7 指定短期入所の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域は、下関市豊浦町、吉見支所、安岡支所、川中支所管内とする。但し、離島は除く。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第11条 利用者は指定短期入所の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定短期入所従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、指定短期入所の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の

提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### （衛生管理等）

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこととする。

- 2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（4）前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に準じた対応を行う。

#### （個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での指定短期入所の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### （苦情解決）

第17条 事業所は、提供した指定短期入所に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速か

つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が、また、同法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村又は市長が行う調査に協力するとともに、市町村又は市長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

#### (地域との連携)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

#### (事故発生時の対応)

- 第19条 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
  - 3 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (虐待の防止)

- 第20条 事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年に2回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
  - (5) 委員会の委員長を施設長とし、虐待の防止に係る責任者とする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体的拘束等の禁止)

第21条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得

ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、適切な指定短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 5 事業所は、指定短期入所に関する記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
  - 6 事業所は、指定短期入所の利用開始に際し、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。
  - 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人豊浦福社会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は令和6年4月1日から施行する。

特別養護老人ホーム豊寿苑  
(指定障害福祉サービス 短期入所事業)

厚生労働大臣が定める基準額

利用料

	福祉型短期入所サービス費 (Ⅰ)	福祉型短期入所サービス費 (Ⅱ)
区分 6	9, 230 円	6, 020 円
区分 5	7, 840 円	5, 270 円
区分 4	6, 480 円	3, 180 円
区分 3	5, 830 円	2, 400 円
区分 1 及び区分 2	5, 090 円	1, 730 円

加算

食事提供加算 480 円/日

栄養士配置加算 (Ⅰ) 220 円/日

送迎加算 1, 860 円/回 (片道)

福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 上記利用料・加算料金額合計額に対して 15.9% の金額

その他障害福祉サービス外の金額

・食事代

朝食 200 円

昼食 300 円

夕食 300 円

・第 8 条 4 項の居宅に係る光熱水費 380 円/日

・第 8 条 5 項 4 号の送迎に要する費用

1 通常の送迎の実施地域を超えてから 5 km まで 500 円

2 以後、1 km ごとに 100 円を加算